

個別指導・適時調査の通知が届いた時にどうするか



井上清成 (井上法律事務所弁護士)

本コンテンツはハイブリッド版です。PDF だけでなくスマホ等でも読みやすい HTML 版も併せてご利用いただけます。

▶HTML 版のご利用に当たっては、PDF データダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶シリアルナンバー付きのメールはご購入から 3 営業日以内にお送り致します。

▶弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することで HTML 版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶登録手続

はじめに—現場での実際の対応のノウハウ —p2

個別指導の通知が届いた時にどうするか

1. 通知が届いてから指導当日までのタイムスケジュールと対応 —p3

- (1) 指導1カ月前に通知
- (2) 約3週間で問題点チェック
- (3) 約3週間で補充・修正
- (4) 1週間前にカルテ指定

2. 指導当日前に保険医療機関・保険医が準備すること —p6

- (1) 個別指導選定の目的
- (2) 療担規則に準拠して

3. 指導当日に何を聞かれるのか、それにどう答えるのか —p8

- (1) 30例を1例ずつ順を追って
- (2) 面接懇談の対象は請求したレセプトの診療料に即して
- (3) 大部分の面接懇談は良識的で丁重

4. 指導当日の注意点 —p11

- (1) カルテ等のコピー要請は拒絶すべき
- (2) 弁護士帯同

適時調査の通知が届いた時にどうするか

1. 通知が届いてから調査当日までのスケジュールと対応 —p13

- (1) 調査1カ月前に通知
- (2) 調査10日前に事前提出書類を提出
- (3) 当日準備書類を当日に提示

2. 調査当日前に保険医療機関が準備すること —p15

- (1) 調査書に沿ったチェック
- (2) 注意して準備すべき事項

3. 調査当日に何を聞かれるのか、それにどう答えるのか —p16

- (1) 指導医療官抜きで法令系事務官と保険指導看護師が調査を担当
- (2) 改善事項と返還事項の差異を意識した対応

4. 調査当日の注意点 —p18

- (1) 関係書類のコピー要請は原則として拒絶すべき
- (2) 弁護士帯同

▶HTML版を読む

日本医事新報社では、Webオリジナルコンテンツを制作・販売しています。

▶Webコンテンツ一覧

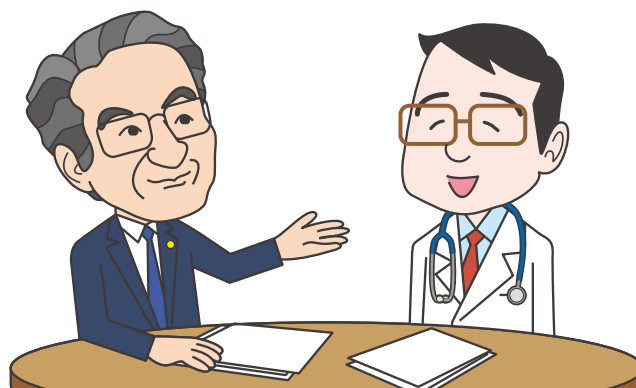
はじめに

—現場での実際の対応のノウハウ

筆者は医療側の弁護士であるため、ここ10年以上、地方厚生局（昔は、社会保険事務局）が行っている新規個別指導・個別指導・監査・適時調査に帯同したり、その前後に地方厚生局と諸々の交渉をしたり、自主返還の手続きに関与したり、時には、聴聞や行政訴訟も行ってきた。それらを巡る人権問題や法的な制度論・政策論・実際の対応についても、数多く提言し活動してきている。

今回は、それらの中でも現場での実際の対応に焦点を当てて、専門的な法理論・根拠やその背景などは割愛して、もっぱらその実際の対応におけるノウハウを述べてみたい。なお、筆者はあくまでも弁護士であるので、その視点は医療者自身とは異なった法的側面からのものが中心となりがちである。いわば地方厚生局の法令系の事務官にも類似した感覚であるので、そのため、医療者たる読者には多少の違和感も生じると思う。しかし、それは医療側の弁護士として、依頼者たる医療者・医療機関を守り、ひいては、弁護士の関与によって適正な行政手続を実現するという観点から生ぜざるをえないものである。このようにあらかじめご理解の上、現場での実際の対応のため、ご参考になさっていただきたい。

（なお、個別指導・適時調査の実施件数と自主返還金額の概要については、20頁の表1～3を参照）



個別指導の通知が届いた時に どうするか

1. 通知が届いてから指導当日までのタイムスケジュールと対応

ここがポイント

- 指導1カ月前に通知が届く。日時変更が認められるのは急患や体調不良など医師の都合のみ
- 実施前日までに30件のカルテが指定される。指導の中核はそのうち1週間前に指定される20件
- カルテ指定までの3週間の準備が重要
- チェックすべき問題点は保険医自身が不安・心配に思っている事
- カルテの一般的な補充・修正は「要点の記載」

(1) 指導1カ月前に通知

個別指導が実施される1カ月前に、突然、地方厚生局から実施日時・場所の指定された個別指導の実施通知が届く。

その実施日時は、地方厚生局が都道府県担当者や医療団体などの立会人とあらかじめ日程調整した結果のものなので、よほどの診療への支障の事実がない限り、日時変更は認められていない。帯同する弁護士の都合などは全く理由として認められておらず、そのため弁護士が日程調整できない結果として帯同できないという、弁護士帯同の最大のネックとなっているのが実情である。

ただ、医療機関側の実際を言えば、重要な診療業務にさえ支障がないのならば、個別指導の準備にはそれなりにゆとりがあると言ってよいであろう。

もちろん、個別指導の実施の際に、急患が発生したとか医師が体調を崩した時は、医師が欠席することに差しつかえはない。現に、地方厚生局はクレームをつけずに欠席を認めてくれるのが、普通である。

(2) 約3週間で問題点チェック

具体的な患者ごとのカルテ指定（実施日の1週間前に20件、実施の前日に10件、合計30件）までの約3週間で、むしろ事前準備のために重要と言えよう。この3週間に、当該医療機関にとって欠けていたり不足していることを急ぎ補充したり修正したりするのである。もちろん、補充・修正とは改ざんのことではない。

補充・修正すべき項目は、当該医療機関ごとに異なっていて、千差万別である。何を補充・修正すべきかは、実は、当該医療機関や当該保険医自身がほとんど一番わかっていると思ってよい。漠然とではあっても、不安、心配に思っている項目が、まさにそのポイントである。筆者が個別指導前後に当該医療機関と相談した多くの経験では、それこそほとんどの医療機関でその不安・心配が的中していたと言ってよい。

もちろん、補充・修正と言っても、改ざんにわたることは絶対に禁止である。特に電子カルテの改ざんは、それだけで電磁的記録不正作出罪（刑法第161条の2）という犯罪に該当するので、くれぐれも注意しなければならない。あくまでも合法的で正当性ある補充・修正でなければならないのである。

(3) 約3週間で補充・修正

先ず、最も一般的なことは、カルテの「要点の記載」の補充であろう。特定疾患療養管理料等の医学管理料などは、必ず厚生局によるチェックと自主返還措置の対象として狙われる項目である。そして、それらはほとんど